

令和 2 年第 4 回別府市議会定例会 議案（条例・その他）の概要

議第 1 3 9 号 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について

議第 1 4 0 号 別府市職員の給与に関する条例等の一部改正について

議第 1 4 1 号 別府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議第 1 4 2 号 別府市税特別措置条例の一部改正について

議第 1 4 3 号 別府市多世代交流健康増進複合施設の設置及び管理に関する条例の制定について

議第 1 4 4 号 別府市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議第 1 4 5 号 別府市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について

議第 1 4 6 号 別府市国民健康保険税条例の一部改正について

議第 1 4 7 号 別府市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議第 1 4 8 号 別府市消防団条例の一部改正について

議第 1 4 9 号 別府市火災予防条例の一部改正について

議第 1 5 0 号 指定管理者の指定について

議第 1 5 1 号 指定管理者の指定について

議第 1 5 2 号 指定管理者の指定について

議第 1 5 3 号 指定管理者の指定について

議第 1 5 4 号 指定管理者の指定について

議第 1 5 5 号 指定管理者の指定について

議第 1 5 6 号 指定管理者の指定について

議第 1 5 7 号 指定管理者の指定について

議第 1 5 8 号 指定管理者の指定について

議第 1 5 9 号 指定管理者の指定について

議第 1 6 0 号 指定管理者の指定について

議第 1 6 1 号 指定管理者の指定について

議第 1 6 2 号 市長専決処分について

議第139号

特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について

1 趣旨

市長、副市長、議員、教育長及び上下水道企業管理者に支給する期末手当の額を改定すること並びに市長、副市長、教育長及び上下水道企業管理者に支給する令和2年12月1日から令和3年3月31日までの間における給料の月額を100分の10の割合で減額することに伴い、次に掲げる条例を改正します。

- (1) 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例
- (2) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- (3) 別府市教育委員会教育長の給与等に関する条例
- (4) 別府市上下水道企業管理者の給与及び旅費に関する条例

2 議案の内容

- (1) 市長、副市長、議員、教育長及び上下水道企業管理者に支給する期末手当の支給率を次の表のとおり改定します。

区分	現行	令和2年12月分	令和3年4月以降
6月	170.0/100	—	167.5/100
12月	170.0/100	165.0/100	167.5/100

- (2) 市長、副市長、教育長及び上下水道企業管理者に支給する令和2年12月1日から令和3年3月31日までの間における給料の月額は、それぞれの条例の本則で定める給料の月額から、同額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とします。

3 施行期日 令和2年12月1日。一部は、令和3年4月1日

4 担当課 総務部職員課

議第140号

別府市職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 趣旨

国家公務員及び大分県職員の給与改定等の事情を考慮して、一般職の職員の給与改定等を行うことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

第1条 別府市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 期末手当（令和2年12月支給分）の支給率を130/100から125/100に改定します。（第16条関係）

イ 再任用職員に地域手当を支給することとします。(第19条の2関係)

第2条 別府市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 期末手当(令和3年4月以降支給分)の支給率を125/100から127.5/100に改定します。(第16条関係)

第3条 別府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 特定任期付職員に係る期末手当(令和2年12月支給分)の支給率を170/100から165/100に改定します。(第8条関係)

第4条 別府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 特定任期付職員に係る期末手当(令和3年4月以降支給分)の支給率を165/100から167.5/100に改定します。(第8条関係)

第5条 別府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

ア フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に係る期末手当(令和2年12月支給分)の支給率の上限を130/100から125/100に改定します。(第15条、第25条関係)

第6条 別府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

ア フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に係る期末手当(令和3年4月以降支給分)の支給率の上限を125/100から127.5/100に改定します。(第15条、第25条関係)

3 施行期日 令和2年12月1日。一部は、令和3年4月1日

4 担当課 総務部職員課

議第141号

別府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

1 趣旨

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めることに伴い、条例を制定します。

2 議案の内容

長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とします。

- (1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することができるものであるもののうち規則で定めるもの
- (2) 役務の提供を受ける契約で、翌年度以降にわたり役務の提供を受ける必要があるものとして規則で定めるもの

- 3 施行期日 公布の日
- 4 担当課 企画部財政課

議第 1 4 2 号

別府市税特別措置条例の一部改正について

1 趣旨

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 8 号）により地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 1 9 年法律第 4 0 号）の一部が改正され、条例が引用する条項に移動が生じたこと等に伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 第 1 条第 1 号中「(法) 第 1 7 条」を「第 1 8 条」に改めます。
- (2) 第 2 条中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 2 5 条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 2 6 条の地方公共団体等を定める省令」に改めます。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 総務部資産税課

議第 1 4 3 号

別府市多世代交流健康増進複合施設の設置及び管理に関する条例の制定について

1 趣旨

別府市多世代交流健康増進複合施設を設置することに伴い、条例を制定します。

2 議案の内容

- (1) 第 1 条に別府市多世代交流健康増進複合施設の設置を規定し、第 2 条以下に位置、施設、交流センターの事業、交流センターの利用者の範囲、交流センターの使用できる室、交流センターの使用の届出等、交流センターの使用許可の取消し等、運営委員会、多目的広場の事業、多目的広場の専用使用、使用の制限、原状回復義務、損害賠償等を定めます。
- (2) 位置は、別府市南町 3 5 6 6 番 1 とします。
- (3) 次に掲げる施設を置きます。

- ア 中央保育所
- イ 南部子育て支援センター
- ウ 南部地域交流センター・南部児童館
- エ 多目的広場

(4) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年別府市条例第25号）の別表に南部地域交流センター・南部児童館運営委員会委員の報酬及び費用弁償を規定します。（附則第2項関係）

(5) 別府市保育所の設置及び管理に関する条例（昭和39年別府市条例第16号）の第2条の表に規定する中央保育所の位置「別府市立田町4番30号」を「別府市南町3566番1」に改めます。（附則第3項関係）

3 施行期日 令和3年4月1日

3 担当課 福祉共生部子育て支援課

議第144号

別府市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

別府市多世代交流健康増進複合施設に南部地域交流センター・南部児童館を設置することに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 児童館の名称及び位置を規定する表から別府市南部児童館を削ります。
（第2条関係）

(2) 使用料の規定を削ります。（第7条・別表関係）

(3) 児童館運営委員会を規定します。（第9条関係）

3 施行期日 令和3年4月1日

3 担当課 福祉共生部子育て支援課

議第145号

別府市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について

1 趣旨

別府市子育て支援センターを公の施設として管理することに伴い、条例を制定します。

2 議案の内容

(1) 第1条に別府市子育て支援センターの設置を規定し、第2条以下に名称及び位置、事業、使用者の範囲、使用の届出等、使用の制限、損害賠償等を定

めます。

(2) 子育て支援センターの名称及び位置は、次のとおりとします。

名称	位置
南部子育て支援センター	別府市南町3566番1
北部子育て支援センター	別府市大字内竈字片上1256番8
西部子育て支援センター	別府市大字鶴見字鶴見原4548番1842

3 施行期日 令和3年4月1日

4 担当課 福祉共生部子育て支援課

議第146号

別府市国民健康保険税条例の一部改正について

1 趣旨

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）により地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部が改正され、同令第56条の89に規定する国民健康保険税の減額及び同令附則第18条の8に規定する公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例が改められたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 国民健康保険税の減額について、所得の算定において基礎控除額相当分の額を43万円（改正前33万円）に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えることとします。（第25条関係）

(2) 国民健康保険税の減額において、公的年金等の支給を受ける者の特例を規定します。（附則第2項関係）

3 施行期日 令和3年1月1日

4 担当課 生活環境部保険年金課

議第147号

別府市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

1 趣旨

所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）により、租税特別

措置法（昭和32年法律第26号）の一部が改正され、同法第93条第2項に規定する特例基準割合が改められたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）」に改めるほか、字句の整理をします。
（附則第2条第1項関係）
- (2) 延滞金の割合が年0.1%未満の割合であるときは、年0.1%の割合とすることとします。（附則第2条第2項関係）

3 施行期日 令和3年1月1日

4 担当課 生活環境部保険年金課

議第148号

別府市消防団条例の一部改正について

1 趣旨

消防団員の資格要件を見直すこと等に伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 消防団員の資格として、本市に居住する者のほか、本市に通勤し、又は通学する者を加えます。（第2条関係）
- (2) 報酬及び費用弁償を口座振替の方法により支払うことができるよう改めます。（第14条関係）
- (3) その他字句の整理をします。

3 施行期日 令和3年4月1日

4 担当課 消防本部庶務課

議第149号

別府市火災予防条例の一部改正について

1 趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第77号）により、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気

器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部が改正され、急速充電設備の全出力の上限が拡大され、並びに急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準が見直されたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 対象火気設備等のうち急速充電設備の全出力の上限を200キロワットまで拡大し、同設備の位置、構造及び管理に関する基準を改めます。新たに定める基準は、次のとおりです。（第11条の2関係）

ア 屋外に設ける場合に、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。

イ コネクタに、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。

ウ 充電用ケーブルの冷却液体が漏れた場合に、内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、当該液体の流量等の異常を自動的に検知する構造とし、異常を検知した場合には、自動的に停止させる措置を講ずること。

エ 出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、異常を検知した場合には、自動的に停止させる措置を講ずること。

オ 蓄電池の温度の異常や制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、これらの異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(2) 設置の届出が必要な火を使用する設備等に、急速充電設備（50キロワット以下のものを除く。）を加えます。（第44条関係）

(3) この条例の施行の際に現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によることとします。（附則第2項関係）

3 施行期日 令和3年4月1日

4 担当課 消防本部予防課

第150号～第161号

指定管理者の指定について

1 趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に公の施設の管理を行わせることについて、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

2 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定の期間及び指定

管理者となる団体

議案 番号	公の施設の名称及び 指定の期間	指定管理者となる団体	担当課
150	別府市内竈コミュニティーセンター 及び別府市内竈多目的広場 R3.4.1～R8.3.31	別府市内竈5組 内竈自治会	総務課
151	不老泉、田の湯温泉、海門寺温泉及び 永石温泉 R3.4.1～R6.3.31	別府市浜脇一丁目20番1号 有限会社サンエスマンテナンス	温泉課
152	鉄輪むし湯 R3.4.1～R6.3.31	別府市大字鉄輪159番地の2 特定非営利活動法人鉄輪湯けむり 倶楽部	温泉課
153	柴石温泉、浜田温泉及び亀陽泉 R3.4.1～R6.3.31	別府市大字鶴見3763番地 一般財団法人別府市総合振興セン ター	温泉課
154	堀田温泉 R3.4.1～R6.3.31	別府市大字鶴見3763番地 一般財団法人別府市総合振興セン ター	温泉課
155	別府市営湯都ピア浜脇 R3.4.1～R6.3.31	別府市浜脇一丁目20番地1号 有限会社サンエスマンテナンス	温泉課
156	別府海浜砂湯 R3.4.1～R5.3.31	別府市大字鶴見3763番地 一般財団法人別府市総合振興セン ター	温泉課
157	別府市国際交流会館 R3.4.1～R8.3.31	別府市大字北石垣82番地 学校法人別府大学	文化国際課
158	別府市身体障害者福祉センター R3.4.1～R8.3.31	別府市大字鶴見4310番地の2 別府市身体障害者福祉団体協議会	障害福祉課
159	実相寺中央公園集会所 R3.4.1～R8.3.31	別府市緑丘町3組 緑丘町自治会	公園緑地課
160	【特定公共賃貸住宅及び共同施設】 真光寺住宅 松原住宅 【再開発住宅及び共同施設】 市営朝見再開発住宅A棟 市営朝見再開発住宅B棟 市営別府浜脇再開発住宅 【市営住宅及び共同施設】 市営丸尾市民住宅 市営浜町住宅 【市営店舗】 市営浜脇高層店舗 A、B、C、D、E 市営浜脇再開発店舗 1号棟1、1号棟3、2号棟1、2	大分市城崎町二丁目3番32号 大分県住宅供給公社	建築指導課

	号棟5、2号棟9、3号棟1-1、 3号棟1-2、3号棟2、3号棟3 市営松原店舗 市営浜町住宅店舗 R3.4.1~R8.3.31		
161	別府市南立石2区集会所 R3.4.1~R8.3.31	別府市南立石2区2組 南立石2区自治会	社会教育課

議第162号

市長専決処分について

1 趣旨

コロナ禍における市民生活及び事業活動を支援するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 令和2年度別府市一般会計補正予算（第7号）

(2) 処分年月日 令和2年10月27日

3 担当課 企画部財政課